

ご利用ください

暮らしに役立つ相談窓口

市政に対するご意見やご要望、日常生活上の法律関係や交通事故に関する困りごとなど、お気軽にご相談ください。
☎市民相談センター(☎504-2120、☎504-2121)

■ 市役所市民相談センターでの相談

相談名	相談の内容
市政相談	市政に対する意見・要望 [※] (各区区政調整課でも受け付けています)
民事相談 ^{*1}	親族・相続関係、その他日常生活上の法律関係の困りごと [※] (刑事事件は除く)
交通事故相談 ^{*1}	賠償額の算定、自賠責保険請求の仕方 [※]
法律相談(弁護士) ^{*2}	法律上の諸問題(刑事事件は除く)

【相談日時】

月～金曜日の午前8時半～午後5時

*1 民事・交通事故相談の場合は、午後4時頃まで

*2 弁護士による法律相談は、民事相談員が相談を受けた後、予約を受け付け

【申込方法】

電話で同センター(中区国泰寺町一丁目6-34、☎504-2120)へ

※市の業務など、市政への意見・要望は、電子メール(kocho@city.hiroshima.lg.jp)、郵便(〒730-8586 市民相談センター)、ファクス(☎504-2121)でも随時受け付けています

【休み】

土・日曜日、祝・休日、8月6日、年末年始(法律相談は8月13日～16日、12月28日、1月4日も)

■ 区役所区政調整課での相談

相談内容	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
交通事故	第1火	第2火	第4火	第3火	第1金	第3金	第4金	第2金
暴力被害	なし	第1火	第3火	第4火	第3木	第2木	第1木	第4木
人権	第2水	第3水	第1水	第3木	第2木	第4木	第2木	第2木
行政	第2金	第1金	第4金	第3金	第1水	第3水	第2水	第4水
司法書士法律	第1木	第3木	第2木	第4木	第3水	第2水	第4水	第1水
表示登記・境界	第1月	第2月	第3月	第4月	第2金	第4金	第1金	第3金
行政書士法律 手続	第1水	第2木	第4木	第2火	第4水	第1木	第3火	第2火

税務(佐伯区役所のみ) 第2月曜日

年金・労働(中区役所のみ) 第3火曜日

市政(市政への意見・要望[※]) 各区役所で随時

【相談・申込先】各区区政調整課(ファクスは4ヶ左)

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2543	南	250-8933	安佐南	831-4925	安芸	821-4903
東	568-7703	西	532-0925	安佐北	819-3903	佐伯	943-9706

【相談日時】

市政相談以外は各相談日の午後1時～4時(暴力被害相談は午後3時まで)

【申込方法】

相談日当日の午前8時半から、電話で各区区政調整課へ(交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相

談は、相談日当日の午前10時までに随時受け付け)。先着各6人(暴力被害相談は4人)。相談時間は1人30分まで

【休み】

土・日曜日、祝・休日、8月6日、年末年始(市政相談以外は8月13日～16日、12月28日、1月4日も)

参議院広島県選出議員再選挙

4月25日(日)は投票に行きましょう

●投票できる人

平成15年4月26日までに生まれた人で、今年4月7日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(1月7日までに住民基本台帳に記録された人)。1月8日以降に県内の市町から市内に転入した人は、元の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、元の住所地で投票できます。

●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時です。

●「選挙のお知らせ」は世帯ごとに封書で届きます

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとの封書(下イラスト)で郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。



※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前投票をする場合のみ、記入してお持ちください

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気やけがなどのため自分で記入できない人は、投票所職員の代筆により投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、

投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所ではできません。

【日時】4月9日(金)～24日(土)の午前8時半～午後8時(土・日曜日投票できません)

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください)。

●選挙公報を配布します

選挙公報を朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

感染症対策

- 投票所内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- 投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします
- 各自で持参された筆記用具で投票ができます(投票所でも筆記用具を用意しています)
- 過去の選挙における期日前・当日の投票状況をホームページに掲載しますので、混雑回避の参考としてください

投票所では、投票所職員のマスクの着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染予防対策を行っています。

区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、各区選挙管理委員会(ファクスは4ヶ左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

コロナ対策 コロナ禍でも医療機関で必要な受診をしましょう。 新型コロナウイルス感染拡大を予防するために

- マスク着用、手洗いなどの感染対策の徹底
- 感染拡大地域との往来に注意

発熱や咳、倦怠感や味覚・嗅覚障害などの症状がある人は、かかりつけ医または受診・相談センター(積極ガードダイヤル)
☎241-4566へ連絡してください

新型コロナウイルスに関する最新の情報は
市HP ■ ページ番号 107094

健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)



市は、「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣24市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏サイト 検索 ひろしま都市犬 はっしー

岩国のお土産統一ブランド「つまんでちゃんまげ」

岩国の地酒に合う「おつまみ」を岩国の特産品を使って作った、侍のロゴが目印のお土産統一ブランドです。岩国れんこんを使ったピクルスや由宇とまとのドライトマト、岸根ぐりを使ったデザートなどあらゆるシーンで大活躍です。

清流錦川から造られた岩国の地酒に合うのはもちろん、おやつやご飯のお供にもお勧めです。ちなみに、「つまんでちゃんまげ」のロゴの侍は日本酒が好き過ぎてちゃんまげがとっくりになってしまった岩国城下町の侍です。ぜひ探してみてください! 【トリビア…雑学的な事柄や豆知識[※]】

私が紹介します!



岩国市役所
八木美奈子さん